

# 生命保険経営学会会則

昭和 50 年 1 月 1 日 制定  
昭和 51 年 4 月 1 日 改訂  
昭和 51 年 10 月 1 日 改訂  
昭和 55 年 1 月 1 日 改訂  
平成 4 年 1 月 1 日 改訂  
平成 6 年 1 月 1 日 改訂  
平成 8 年 3 月 1 日 改訂  
平成 11 年 5 月 12 日 改訂  
平成 13 年 3 月 7 日 改訂  
平成 15 年 3 月 4 日 改訂  
平成 18 年 3 月 16 日 改正  
平成 21 年 3 月 17 日 改正  
平成 26 年 3 月 13 日 改正

平成 26 年 3 月 13 日

生命保険経営学会

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は生命保険経営学会(Institute of Life Insurance Management)と称する。

(目的)

第2条 本会は生命保険経営の理論と実際の研究を目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
1 機関誌『生命保険経営』(以下「学会誌」という)および研究に関する印刷物の刊行  
2 研究会の開催  
3 前各号のほか理事会において必要と認めた事業

(事務所)

第4条 本会の運営の事務局とその事務所は、公益財団法人生命保険文化センターに置く。

## 第2章 組織および会員

(組織)

第5条 本会は会員によって構成する研究団体とする。

(会員)

第6条 本会の会員は生命保険経営の研究に関心を持つ者で、本会の目的に賛同する者とする。  
② 会員は毎年12月に次年度の所定の年会費を前納しなければならない。年度途中に入会する者も入会の際に、所定の年会費(年額)を納入しなければならない。  
③ 会員は学会誌および本会が刊行する印刷物の配布を無料で受けることができる。ただし、刊行する印刷物につき理事会が特に必要と認めた場合は、その実費相当額を納入するものとする。  
④ 入会を希望する者は本会の事務局に直接申し込むものとする。ただし、生命保険会社または生命保険業務の関係団体(以下「会社等」という)に所属する者は本会の世話人を通じて事務局に申し込むことができる。  
⑤ 会員が退会を希望する場合は、入会の手続きに準じて、本会の事務局に申し込むものとする。

(賛助員)

第7条 本会に賛助員を置く。  
② 賛助員は、会員の所属する会社等の代表者とし、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。ただし、代表者の交代に伴う賛助員の異動については理事会の決議を省略することができる。  
③ 賛助員は、本会の運営について支援を行うとともに、その執行について意見を述べるることができる。

### 第3章 会員総会

(会員総会)

第8条 会員総会(以下「総会」という)は、会員をもって構成する。

- ② 総会は定時総会および臨時総会とする。
- ③ 総会で議決権を行使し、意見を述べることができる会員はその開催日の年度始に会員であった者とする。
- ④ 総会の議長はその開催の都度、理事の1名が就任し、円滑な運営に当たるものとする。
- ⑤ 総会における議事の説明および報告は会長が行う。ただし、会長に事故があるときは予め理事会で定めた順位の理事が代行する。会長またはその代行者は議事の説明および報告の一部について他の者に命じることができる。

(定時総会)

第9条 定時総会は、年1回、その開催日の2週間前までに会長が招集する。その通知は学会誌への掲載で代えることができる。

- ② 定時総会には次の事項を付議する。
  - 1 前年度の事業活動の報告
  - 2 前年度の収支決算の承認(監査報告を含む)
  - 3 理事、監事の選任
  - 4 会則の改正
  - 5 本会の解散
  - 6 その他理事会が付議を決議した事項
- ③ 定時総会の議決は出席会員の過半数によるものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、前項第4号、第5号の事項の議決は出席会員の4分の3以上の賛成を必要とするものとする。

(臨時総会)

第10条 臨時総会は次の事由によって開催する。

- 1 理事会がその開催を決議したとき
  - 2 会員の10分の1以上の者がその目的の趣旨を示して開催の請求があったとき
- ② 臨時総会の開催日は理事会の決議で決定し、その開催日の2週間前までに会長が招集する。
  - ③ 前条第3項の規定は臨時総会に準用する。

### 第4章 役員等

(役員)

第11条 本会には、理事20名以内、監事3名以内の役員を置くこととし、会員総会において選任する。ただし、再任はさまたげない。

- ② 役員任期は、選任された定時総会の終結の時から2回目に開催される定時総会の終結の時までとする。ただし、臨時総会において選任された場合は、その臨時総会の終結の時からその直後に開催される定時総会の終結の時までとする。

(理事会)

第12条 理事会は理事をもって構成し、総会に付議する議案を決議するほか、本会の事業計画および会務の運営に必要な重要事項を執行する。

- ② 理事のうち1名を会長とし、理事会において互選する。会長は本会を代表する。

- ③ 理事会の決議により、副会長、専務理事、常務理事を置くことができる。
- ④ 理事会の決議により、事務局長 1 名を置く。

(監事)

第 13 条 監事は会計および会務の執行状況を監査する。

- ② 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。
- ③ 監事の互選によって常任監事を置くことができる。

(評議員等)

第 14 条 本会に、名誉会員、評議員をそれぞれ若干名置くことができる。

- ② 名誉会員は本会の発展に顕著な功績のあった者の中から理事会の決議により会長が委嘱する。
- ③ 評議員は学識経験者または本会の発展に特に寄与した者の中から理事会の決議により会長が委嘱する。

## 第 5 章 事業年度その他

(事業年度)

第 15 条 本会の事業年度および会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わるものとする。

(細則)

第 16 条 本会の事業の円滑な運営に必要な細則は別に定める。

(施行日)

第 17 条 本会則は平成 26 年 3 月 13 日から施行する。